

<報道発表資料>

カテゴリー:県政一般

令和 7 年 9 月 1 9 日

建設業者に対する許可取消処分について

埼玉県知事は、建設業法に基づき建設業者に対する許可取消処分を行いました。

1 被処分者

商号	有限会社吉川設備工業
主たる営業所の所在地	埼玉県狭山市北入曽 600 番地の 5
代表者の氏名	吉川徳積（登記上は令和 7 年 4 月 4 日から吉川泉）
許可番号	埼玉県知事許可（般－2）第 21180 号

2 処分内容

建設業法第 29 条第 1 項の規定に基づく許可の取消し

3 処分年月日

令和 7 年 8 月 19 日

4 処分の原因となった事実

令和 5 年 8 月 11 日、有限会社吉川設備工業の役員が刑法第 208 条の罪により罰金の刑に処せられることが確定した。これにより、同社は建設業法第 8 条第 12 号（役員等のうちに第 8 号に該当する者のあるもの）の欠格要件に該当することとなった。

このことは、同法第 29 条第 1 項第 2 号に規定する許可の取消事由に該当する。

(参考：関連法令抜粋)

第 8 条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（中略）に該当するとき（中略）は、許可をしてはならない。

一～七 （略）

八 （中略）刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪（中略）を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

九～十一 （略）

十二 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者（中略）のあるもの

十三～十四 （略）

(許可の取消し)

第 29 条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該建設業者の許可を取り消さなければならない。

一 （略）

二 第 8 条第一号又は第七号から第十四号まで（中略）のいずれかに該当するに至った場合

三～八 （略）

2 （略）